

日産ディーゼル工業株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：日産ディーゼル工業株式会社
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第1分科会
業 種：自動車製造販売業
- (3) 資 本 金：658億3,515万円
従 業 員：3,021名
- (4) 営業品目：トラック・バス・エンジンの
製造，販売

- (5) 企業理念

お客様に喜ばれ、地球環境にやさしい商品・サービスの提供を通じ、世界の物流革新に貢献し続ける。

- (6) 沿 革

当社は1935年（昭和10年）に我が国での高速ディーゼルエンジン製造を目的として埼玉県川口市に日本デイゼル工業(株)が設立され、ドイツのクルップ社からディーゼルエンジンの製造権を取得して生産を開始した。以降、鐘淵デイゼル工業(株)、民生産業(株)、民生デイゼル工業(株)と社名変更の後、1953年に日産自動車(株)の資本参加を受け、1960年より現在の日産ディーゼル工業(株)に社名変更し、現在に至る。

- (7) CIマーク



UDマークは、当社が昭和30年代に製造していた独自の単流掃気方式2サイクルディーゼルエンジン「Uniflow Scavenging Diesel Engine（ユニフロー スカベンジング デ



本社・上尾工場（埼玉県・上尾市）



茂木試験場（栃木県・茂木町）

ィーゼル エンジン)」の頭文字をとったもので、技術力を示す意味を持っている。

2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称

開発管理部知的財産担当と称し、開発部門に属しているが、全社の知財業務を担当している。

- (2) 人員と担当

知財部員は8名で、発明発掘から国内外を含めた特許出願、中間対応、権利維持、特許調査、係争対応、侵害調査、ライセンス、意匠、商標、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

技術契約支援、商品化権、ドメインネームの業務を担当している。また、開発と工場技術部署には発掘・権利化活動を行う兼任の特許担当者と特許担当職制合わせて約30名を配置している。

3. わが社の知財活動

(1) 知財年度方針の全社展開

年度初めに全社中長期経営計画をベースにした知財年度方針を作成し、各部署の特許担当職制・特許担当者を通じて全社展開する。同時に特許事務所にも展開し、参画と協力を求めている。発明発掘、出願、権利化、係争対応等は特許事務所を活用する方針であり、二人三脚の活動を続けている。

(2) 発明発掘活動

知財方針の展開時に、各部署毎の発明目標件数を提示し、商品開発計画に基づき具体的な発明目標件数計画の提出を求めている。発明目標件数はマイルストーン管理され、進捗を確認している。

また、開発計画にリンクした発明発掘活動を行い、強い特許網の構築を目指している。特に重点テーマについては特許事務所、発明者及び知財部員の三位一体の発明発掘会を実施している。なお、年間の国内特許出願件数は200件前後である。

(3) 特許保証活動

商品開発にあたっては他社特許を調査し係争の未然防止に努めている。担当開発部署と連携の上、関連他社特許を検索・抽出・分析し、抵触判断を行い必要に応じ弁理士の鑑定を取得して商品発売前に障害特許の対応を完了するようにしている。

(4) 権利の活用

保有の権利については、定期的に発明部署から他社実施についての情報を集め、知財担当を中心に検討を行っている。他社による当社権利の実施が確認できた時は、権利行使を行い、基本的には適正条件でライセンスをすることとしている。保有権利の活用を図るとともに、目に見える知財活動の成果として経営陣にもアピールをしている。

4. 今後の計画

特に今回発表した新大型トラックのフルモデルチェンジでは、これらの知財活動の成果を反映させ、全社一体となり世界初の排出ガス低減技術を世に送り出す事が出来た。

商用車においては、排出ガス低減技術や燃費向上、安全性といった商品性向上のための技術開発が今後ますます重要になってくる。自社の強みをより確かなものにする為にも知財活動は益々重要になってきており、下記の対応を進めている。

- (1) 発明発掘、権利化等の活動のレベルを高め、重点テーマを中心に戦略的に特許を獲得する。
- (2) 技術戦略に基づき知財活動で開発業務へ参画する。
- (3) 事業グローバル化や模倣品対策に対応し、海外出願を強化する。
- (4) 職務発明補償制度を改正法35条の趣旨に沿い、且つ、インセンティブをより高める様に整備する。

(原稿受領日 2004年9月21日)